

東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明 様

原子力損害賠償の  
手続き簡素化等に関する要求書

令和2年1月14日

福島県南相馬市長 門馬 和夫

福島県南相馬市議会議長 今村 裕

原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介、消滅時効への対応及び当市に係る損害賠償について東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東京電力」という）に次のとおり要求する。

## 1 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介

東京電力は、「和解仲介案の尊重」という約束に沿って、申立人の事情を丁寧に取り上げ、きめ細かく適切に対応していくという方針に基づき、和解の早期成立に向け対応してきたとしている（注1）。

しかし、近時原子力損害賠償紛争解決センターへの申立てにおいては、東京電力はその準備書面において裁判レベルの立証を申立人に要求し（注2）、これが容れられないことを理由に、和解案拒否に至っている。これは、令和元年9月19日の原子力損害賠償紛争審査会での東京電力担当者の発言からも明らかである。同担当者の発言からは、「申立人の事情を丁寧に取り上げ、きめ細かく適切に対応していく」ということが、細かい立証を要求する根拠のようにも見て取れる（注3）。結果、和解案は拒否され、きめ細かい適切な対

応とはかけ離れた結果となっており、東京電力の公式な発言とは裏腹に、本末転倒の結果を招いていると言わざるを得ない。

事故からの時間が経過し、事実認定が難しくなっている現状を踏まえ、少なくとも和解仲介手続きにおいては、従来よりも立証のハードルを上げるべきではない。原子力損害賠償紛争審査会における東京電力担当者の発言は誠に遺憾であって、これを撤回したうえで、3つの誓いを再度想起し、和解仲介案に対しての柔軟な対応を行うべきである。

## 2 消滅時効の対応

東京電力は消滅時効の起算点について、「弊社が中間指針等に基づき賠償請求の受付をそれぞれ開始したとき」としている（注4）。

しかし、賠償請求の受付は逐次なされたこともあり、いつからが起算点になるのかが具体的に明らかにされていない（注5）。よって、速やかに上記の考え方に則った消滅時効の起算点の一覧表を公表すべきである。

## 3 当市に係る損害賠償

当市が原発事故の発生に伴い、住民の安全確保、生活再建

及び地域の復旧・復興のために行った事業は、いずれも住民及び地域を守るために不可欠な事業であり、その実施に要した費用は政府指示の有無に関わらず、原発事故と相当因果関係のある損害である。

加えて、固定資産税をはじめとする市税全般の税収は、減少を余儀なくされている。

また、市が所有する公共施設等の財物については、原発事故による避難指示区域の設定等に伴い利用が制限され、利用を再開することが見込めないものもある。

以上のことから下記の事項を強く要求し、回答書を求める。

## 記

- 1 原子力損害賠償紛争解決センターの和解の仲介について厳格な証票の要求をすべきではなく、柔軟な対応をすること。
- 2 消滅時効について東京電力の考え方に基づく起算点一覧表を作成すること。
- 3 原発事故に伴い、当市が支出を余儀なくされた費用及び

当市に発生した固定資産税をはじめとする税収の減少分  
に対する賠償を迅速かつ確実に行うこと。

当市の所有する財物について、利用阻害により生じた賠償を確実に行うことは当然として、利用再開が見込めないものに対しては、失われた価値分の全てを賠償すること。

以 上

(注1) 2019年8月28日付東京電力作成の「営業損害賠償等の継続を求める要求書」に対するご回答について

(注2) 市が申立人、東京電力が被申立人の原子力損害賠償紛争解決センターでのADR手続きでも東京電力は以下のような事細かな要求を行って、いたずらに市の事務を増大せしめている。なお、以下は市のADRでのほんの一例であって、東京電力はおよそすべての項目といえるほどに資料要求を行っており、個人の申立てでも同様に詳細な資料要求を行っていると思われる。

#### ①ダム管理費の受益者分担金に関する資料要求

市はダム管理費の受益者分担金を徴収できなかったことを理由として、1376万3186円を請求した。これに対し、東京電力は、営農者に対する営業損害を賠償しており、本件負担金は固定費として当該営業損害に含めて賠償済みの可能性があるところ、賠償金の二重払いのおそれがあるため、平成22年度における分担金の徴収対象者の説明を行うよう要求した。営農者に対する営業損害は、市の損害賠償とは関係ないのであるから、一旦合意した個人との損害賠償について合意を覆すための証拠資料を要求しているものといえる。受益者は約1500名おり、個人情報保護の観点からマスキング処理を行う事務負担を市に生じさせた。

#### ②原子力災害関連の各種お知らせの郵送料に関する資料要求

市は、原子力災害関連の各種お知らせと情報提供に関する資料を市内居住者・市外避難者に対して発送したことを理由として17万0581円を請求した。これに対し、東京電力は、市が作成した一覧表の金額の各項目の内訳詳細を月別で展開して明らかにすること、各項目について何を目的として誰に対して送付したものであるのかの資料提出を要求した。

#### ③保健師の放射線研修旅費に関する資料要求

市は平成24年度に保健師が放射線の健康影響等に関する研修会に参加する旅費として1万0400円を請求した。これに対し、東京電力は、「保健師を研修に参加させるか否かは市の裁量判断であり、裁量の余地なく支出を余儀なくされたとは言い難い」との理由から否認をしつつ、「なお、念のためその研修成果について申立人様においてはどのように活用されたのか、費用支出に値するどのような効果が得られたのかについて、客観的資料により説明をお願いします」と述べ、保健師の日常の相談業務について事細かに資料要求を行った。

(注3) 令和元年9月19日の原子力損害賠償紛争審査会においては、東京電力の内田室長は、大要以下のとおり発言している。

「当初は比較的、定型的な大量処理から、かなり形式的な要件でお支払いをさせていただいてきた」が、「事故から8年半経過して、避難指示の解除の進んできているところがあるという中で、定型的な大量処理から、個別の事情をお伺いして、損害を確認させていただくというプロセスに入っているのです、どうし

でも時間がかかったり、証票をお願いする」ことになっている。「今まで証票なしでもお支払いしていたものを、やはりこの時期に来ますと証票をお願いせざるを得ない。そういう意味では、ご負担をお掛けしている。」

(注4) 平成25年2月4日付東京電力作成の「原子力損害賠償債権の消滅時効に関する弊社の考え方について」

(注5) 注4の文書では、平成23年4月分の精神的損害については同年9月が、平成23年9月から11月までの精神的損害については12月がそれぞれ時効の起算点となるとしているが、正確な日にちは明らかにされていない。